

質問に対する回答

「甲府市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務委託」に係る公募型プロポーザルに関する質問に対し、次のとおり回答します。

令和7年5月21日

質問番号	該当資料名	該当ページ	該当項目	質問内容	回答
1	プロポーザル実施要領	P2	第3 参加資格要件(6)について	「管理技術者及び担当技術者は、（6）記載の業務実績を有すること」とありますが、担当技術者全員が実績を有する必要があるということでしょうか。この場合、配置予定技術者調書（様式5-1～5-3）に、担当技術者がありませんが、作成が必要でしょうか。	担当技術者のうち主務担当技術者のみ、（6）記載の業務実績を有する必要があります。主務担当技術者のみ、配置予定技術者調書（様式5-3）を提出願います。
2	プロポーザル実施要領	P3	第5 参加に係る必要書類の提出(4)について	（4）提出書類のうち、「（キ）前年度の納税証明書の写し」は、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）でよろしいでしょうか。また、3ヶ月以内に発行されたものに限られますでしょうか。	（4）提出書類は、お見込みのとおりです。 また、証明書は、提出日より3ヶ月以内に発行（写しも可）された書類を提出願います。
3	様式3			「契約を証する書類の写し」はTECRISの登録証の写しでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	様式3			記載する実績の件数に上限はありますでしょうか。また、記載する件数により評価の優劣が付くことはあるのでしょうか。	記載する実績件数に上限はございません。 また、件数により評価の優劣がつくことはございません。
5	特記仕様書	P5 P8	第24条 第32条	都市計画マスタープランの作成と立地適正化計画の作成、それぞれの「策定体制の支援」（特記仕様書第24条、第33条）において、専門委員会・都市計画審議会等の開催が都市計画マスタープランについては令和7・8・9年度、立地適正化計画については令和8・9年度となっていますが、これらの会議は重複せず、トータルで18回開催されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。